

答 申 第 3 8 号  
( 諮 問 第 3 4 号)

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日付け鎌深地第 2 8 7 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「1、村岡・深沢地域整備計画策定調査 平成3年3月（4者共同調査）2、村岡・深沢地域整備計画策定調査 平成4年3月（4者共同調査）3、湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査（神奈川県）（本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯からの抜粋）上記1、2、3の書面一式（会合ごとの書面、資料含む）」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成26年5月27日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年5月13日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1、村岡・深沢地域整備計画策定調査 平成3年3月（4者共同調査）2、村岡・深沢地域整備計画策定調査 平成4年3月（4者共同調査）3、湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査（神奈川県）（本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯からの抜粋）上記1、2、3の書面一式（会合ごとの書面、資料含む）」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、本件請求対象文書を下記①から③（以下「本件対象文書」という。）と特定し、平成26年5月27日付け鎌倉市指令深地第4号で、行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- ① 村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書 平成3年3月
- ② 村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書 平成4年3月
- ③ 湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査報告書 平成5年3月

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年7月23日付け

で異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年3月6日付けで提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 「本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯」を見て、書面一式（会合ごとの書面、資料含む）の行政文書公開請求をしたが、3件とも、検討段階の資料等が無く、報告書だけしか公開されていない。

イ 湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査委員会について、平成5年7月29日（水）18時～20時30分に第1回委員会が実施されているが、関連資料が公開されていない。

ウ 会合ごとの資料、議事録が公開されていない。

エ 本件請求時に使用した資料「本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯」が十分詳細に記載されていないため、適切に行政文書公開請求する事が出来ない。

オ 行政文書一部公開決定通知書において、鎌倉市情報公開条例第6条第1号該当として名簿に記載のある職名及び氏名（公務員等を除く）を非公開としているが、氏名や職名がそのまま公開されている。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成27年2月12日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成27年10月26日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が主張する本件決定において公開されていない文書については、本件請求に係る文書については公開した調査報告書以外の行政文書は存在せず、第1回湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査委員会に係る資料や、会合ごとの資料及

び議事録についても実施機関において行政文書を探索したが、該当する行政文書は存在しなかった。

- (2) 「本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯」については本件決定とは直接的には関係するものではない。
- (3) 名簿に記載のある職名及び氏名を非公開としているところ、氏名や職名がそのまま公開しているとする事については、公開を行っているのは公務員の氏名及び法人及びその他団体の役員の氏名並びに当時より慣例的に公表を行っている学識経験者の氏名のみであり、それ以外については非公開としていることから、異議申立ての主張には理由が無い。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人意見書及び実施機関からの主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件請求にある3つの整備計画調査に係る文書である。なお、異議申立人は、実施機関が一般に公開している文書「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」より、「本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯」のページを参照し、上記整備計画調査の名称及び実施時期を特定し、本件請求を行ったものである。

##### (2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関が非公開とした氏名及び職名は特定の個人を識別することができる情報と認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は同号に該当し、非公開とされるべき一部の氏名及び職名が公開されていると主張するが、条例第6条第1号ただし書きにおいて「法令若しくは条例(省略)の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当する情報については、同号本文に該当する者であっても公開しなければならないと規定されている。当該情報は、実施機関が慣例的に公表を行っている学識経験者の氏名及び役職であると主張しており、この場合は同号ただし書きに該当することから当該情報を公開した実施機関の判断も妥当である。

(3) 本件対象文書以外の行政文書について

異議申立人は、本件対象文書以外に行政文書が存在すると主張する。

これに対して、実施機関の決定理由説明によると、実施機関は関連文書の台帳上の調査及び書庫の探索を行った結果、本件対象文書以外の行政文書は存在しないと主張する。

異議申立人が主張するとおり、事業を行う際に委員会等が開催され、それら委員会等において資料、議事録等の行政文書が作成もしくは收受されたことは十分考えうる。

しかしながら、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号）第6条第2項別表保存期間3年として「3 会議に関するもの」が定められており、委員会等の資料や議事録といった事業の検討段階での行政文書は、これに該当すると解されることから、廃棄されて行政文書として存在しないことには理由がある。また、本件請求に係る調査は、平成5年をもって終了していることに鑑みても、すでに廃棄されていたとしても不合理とはいえない。

以上のおおり、本件対象文書以外の行政文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらない。

なお、異議申立人は、本件請求において行政文書の特定に用いた行政文書の記載内容についても不備がある旨の主張をしている。

しかし、当審査会は、実施機関の公開・非公開についての具体

的処分の妥当性について調査、審議する機関であり、異議申立人のこの点の主張は、異議申立ての理由にならない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 5 / 1 3	行政文書公開請求書が提出される
5 / 2 7	行政文書一部公開決定通知書送付
7 / 2 3	異議申立書が提出される (担当課 : 深沢地域整備課)
1 2 / 1 9	審査会に対し諮問
2 7 / 1 / 7	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 / 1 3	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
2 / 1 7	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 6	異議申立人から意見書を受理
3 / 9	実施機関に意見書 (写) 送付
1 0 / 2 6	第 6 9 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 1 / 3 0	第 7 0 回 審査会で審議
1 1 / 3 0	答申